

契約約款の改正について

1 改正する契約約款

広島高速道路公社建設工事請負契約約款

2 改正内容

(1) 契約約款第7条の2

ア 社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止

イ 二次以降の下請業者が社会保険等未加入業者であった場合に、指定期間内に社会保険等に加入した確認書類が受注者から提出されず、かつ、特別の事情があると発注者が認めなかったときは、受注者に対して、次の措置を行う。

措置	内容	
違約罰（制裁金）を請求	一次下請	当該下請業者との最終請負代金額の10%を請求する。
	二次以降下請	当該下請業者と注文者との最終請負代金額の5%を請求する。

(2) 契約約款第9条ほか

「監督員」を「監督職員」に、「検査員」を「検査職員」に名称変更を行う。

(3) 契約約款第36条

ア 前払金の使途拡大を継続(期限であった平成30年3月31日までを平成31年3月31日までに継続延長)する。

イ 既に請負契約を締結している工事の取扱いについては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに既に請負契約を締結した工事、若しくは平成30年4月1日以降、既に改正前の建設工事請負契約約款により請負契約を締結した工事、又は契約手続き中の工事については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとする（様式1を公社に提出）。

3 適用

平成30年4月11日から施行する。ただし、上記2（3）については、平成30年4月1日から適用する。